感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

株式会社 IMA
デイサービス challenge
代表取締役　曽我　幸宏

1.感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

各事業所は、利用者の居宅や事業所内において、感染症が発生時、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、法人全体で取り組みを推進していきます。

2.感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策担当者を定め、委員会を設置する等法人全体で取り組みます。

(2)平常時の対応

①施設内の衛生管理

事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

②感染症対策

日頃から職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し、感染症の流行が見られた場合にはマスクを着用します。また、利用者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策をお願いします。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止に努めます。

マスクの着用や手指の消毒等感染症対策の協力を依頼し、感染状況によっては面会・外来の制限の対策を取ります。

(3)発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（別紙１）」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

①「発生時の状況把握」
②「まん延防止のための措置」
③「有症者への対応」
④「関係機関との連携」
⑤「行政への報告」

3.感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1)感染症対策委員会の設置

①設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、株式会社 IMA デイサービス challenge 感染症対策委員会を設置します。

②感染症対策委員会の構成員

事業所の法人代表者・管理者・リーダー・看護職員・介護職員等とし、委員は感染症対策担当者（主に看護職員リーダー）とします。

③感染症対策委員会の開催

委員会は感染症が発生しやすい時期を考慮しながら、概ね 6 月に 1 回以上開催します。その他、必要に応じて開催します。

④感染症対策委員会の主な役割

・感染症予防対策及び発生時の対応の立案
・感染症対策に関する、職員研修の企画と実施
・各指針・各マニュアル等の作成
・利用者・職員の健康状態の把握と対応策
・利用者の感染症の既往の把握と対応策
・感染症発生時の対応と報告
・感染症対策実施状況の把握と評価

⑤職員研修の実施

・定期的な教育・研修を年 1 回以上実施する。
・新任者に対する感染症対策研修は感染症対策担当者が中心となって実施します。

4.感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

事業所内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(法人代表者・管理者・リーダー)

・感染症、食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
・感染症発生時の行政報告
・感染症発生時の状況把握及び指示
・備品の整備

(看護職員)

・協力病院との連携を図る
・ケアの基本手順の教育と周知徹底
・衛生管理、安全管理の指導
・面会、外来者への指導
・予防対策への啓発活動
・早期発見、早期予防の取り組み
・経過記録の整備
・職員への教育

(生活相談員)

・管理者、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策強化
・緊急時連絡体制の整備(行政機関、家族等)
・発生時及びまん延防止の対応
・経過記録の整備
・家族への対応

(調理員)

・食品管理、衛生管理の指導

・食中毒予防の教育、指導の徹底
・管理者、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
・緊急時連絡体制の整備(保健所各関係機関)
・経過記録の整備
(介護職員・機能訓練指導員)
・各マニュアルに沿ったケアの確立
・生活相談員、看護職員、栄養士等との連携
・利用者の状態把握
・衛生管理の徹底
・経過記録の整備

6.感染症・食中毒予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、いつでも閲覧できるように事業所内に文章の掲示及び当法人ホームページにて必要時公表します。

7.その他

本指針や感染症対策に関するマニュアル類等は感染症防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとします。

厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（要約）

(平成十八年三月三十一日)
(厚生労働省告示第二百六十八号)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第二十四条第二項第四号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第二十七条第二項第四号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二十九条第二項第四号、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二十八条第二項第四号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第二十六条第二項第四号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百五十一条第二項第四号及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)第二十六条第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次のとおりとする。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

一　養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長(以下「管理者等」という。)に報告する体制を整えること。

二　養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。

三　養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。

四　養護老人ホーム等(軽費老人ホームを除く。以下この号において同じ。)の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行

わなければならないこと。
五　養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。
六　養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
七　養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。
イ　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合
ロ　同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ハ　イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
八　前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。
改正文　（平成二〇年五月三〇日厚生労働省告示第三二三号）　抄
平成二十年六月一日から適用する。
附　則　（平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第七八号）　抄
１　この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

付則
2024 年 2 月 20 日より施行します。
2026 年 4 月改訂